

## 名古屋都市計画地区計画の決定(愛西市決定)

都市計画市役所周辺地区地区計画を次のように決定する。

|                 |             |   |        |       |           |           |
|-----------------|-------------|---|--------|-------|-----------|-----------|
| 名 称             |             | 市役所周辺地区地区計画   |        |       |           |           |
| 位 置             |             | 愛西市須依町東田面、稲葉町米野の各一部   |        |       |           |           |
| 面 積             |             | 約6.0ha  |        |       |           |           |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 地区計画の目標     | <p>本地区は、本市の南東部に位置し、市役所を始めとする行政サービス機能・公共公益施設などが集積し、周辺は良好な居住環境を有する住宅地を形成している地区であり、本市における市民生活を支える都市拠点としてのまちづくりを推進する地区である。</p> <p>市役所は、日常的な市民のサービス機能を担いつつ、災害時における防災拠点としての機能の役割を担うことが求められ、現在市内に分散する行政サービス機能の集約及び更新を図る必要がある。</p> <p>そのため、都市づくりにおける都市拠点の形成を目指し、適正な地区施設の配置並びに良好な市街地の形成を誘導することを地区計画の目標とする。</p> |        |       |           |           |
|                 | 土地利用の方針     | <p>本地区は現状の土地利用を基に、都市拠点の形成を目指し、行政サービス機能・公共公益施設の集積及び住宅地と調和のとれた良好な居住環境の形成を図るものとする。</p>   |        |       |           |           |
|                 | 地区施設の整備方針   | <p>周辺地域から公共公益施設へ安全で安心して利用できる道路の整備、あわせて市役所のメインアプローチとなる道路沿いに公共空地を確保する。</p>  |        |       |           |           |
|                 | 建築物等の整備の方針  | <p>都市拠点として良好な市街地形成を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定める。</p>   |        |       |           |           |
| 地区整備計画          | 地区施設の配置及び規模 | 種類  | 名称     | 幅員    | 延長        | 備考        |
|                 |             | 道路  | 区画道路1号 | 10.0m | 約172m     | 計画図表示のとおり |
|                 |             |   | 区画道路2号 | 8.0m  | 約126m     | 計画図表示のとおり |
|                 |             |   | 区画道路3号 | 6.0m  | 約94m      | 計画図表示のとおり |
|                 |             |   | 区画道路4号 | 13.0m | 約96m      | 計画図表示のとおり |
|                 | 公共空地        | 歩道状空地   | 2.0m   | 約108m | 計画図表示のとおり |           |

|            |              |   |
|------------|--------------|---|
| 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限   | <p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>①畜舎(床面積の合計が15㎡を超えるもの)</p> <p>②店舗、飲食店、展示場でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>③ホテル又は旅館</p> <p>④ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令(昭和25年11月26日政令第338号(以下、「令」という。))第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>⑤カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>⑥マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、遊技場その他これらに類する用途で令第130条の8の2で定めるものに供する建築物</p> <p>⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第1項第7号及び第8号の規定に該当する営業に供する建築物</p> <p>⑧公衆浴場</p> <p>⑨自動車教習所</p> <p>⑩工場(令第130条の6で定めるものを除く)</p> |
|            | 建築物等の高さの最高限度 | 30m   |

「区域は計画図表示のとおり」

(別紙)

理 由

本市における中心的な行政サービスを担う都市拠点としてまちづくりを推進するとともに、良好な住宅環境の維持・保全に努めるため、地区計画を定めることにより建築物の用途の制限等の規制・誘導を図る。